

日本動態学会総務委員会の役割と活動方針

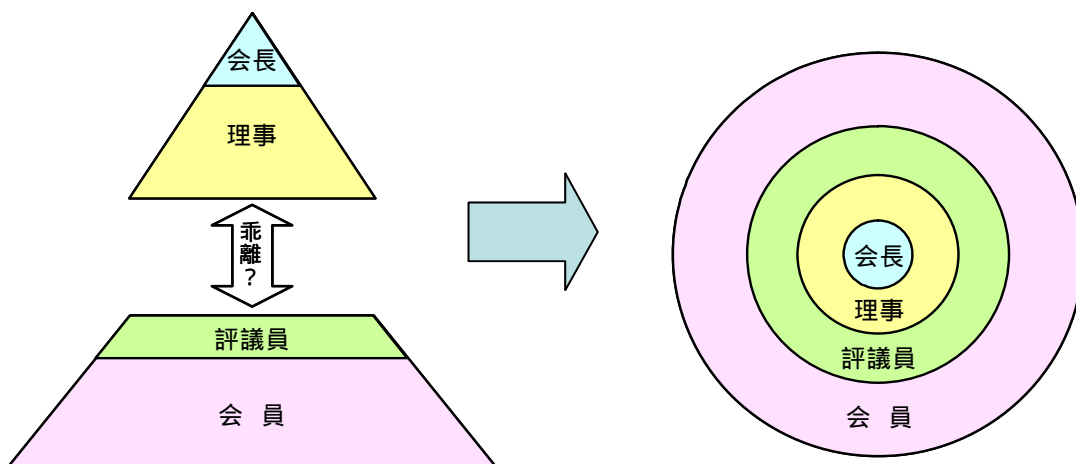
総務委員会では、理事、評議員のあり方、会則・細則の見直しなど、学会組織の整備、運営の改善、ならびに活性化に向けて活動を行っている。平成18-19年には、寺崎哲也委員長のもと、主に以下の事項について検討・実施してきた。

- 1) 会費滞納による除籍のルール化
- 2) 休会制度の制定
- 3) 海外在住届制度の制定
- 4) 評議員の委員会所属制度の制定(平成20年より施行)
- 5) Nomination方式による理事選挙制度の導入
- 6) Fellow制度の導入

また、総務委員会からの提言により、学会認定資格制度の必要性や出版物の充実に関し平成20年に関連委員会で検討されることとなった。

平成20-21年もこの流れを踏まえて、以下の活動を行う。

- 1) 学会全体の運営について企画、方針策定
 - 2) 会則、細則等の見直し(これまで明確に規定されていなかった運営関連事項の整理と明文化など)
 - 3) 評議員活動の実質化(平成20年から開始される評議員の委員会所属制度の運用状況調査と改善策の提言など)
 - 4) 選挙実施方法の検討(新たに導入される理事選挙制度の実質化と検証、評議員候補者選考方法の見直しなど)
 - 5) 学会値上げについての検討(他学会の会費および会員数など関連事項の調査とそれを踏まえた動態学会の会費値上げの必要性について審議、提言)
- その他、恒常的な活動として、新評議員候補者の選定、休会届けに関する審議などが所掌事項となる。



上図に示すようにこれまでの学会組織は、ともすれば運営に直接参画する執行部(会長、理事)と評議員、会員の間乖離が生じやすい状況にあったように思われる。総務委員会では、評議員や会員からの意見を学会運営に反映させることができるような一体型の組織づくりとそれによる学会全体の活性化を目標に活動を進める予定である。